改正

平成31年3月29日条例第10号

足利市景観条例

目次

- 第1章 総則(第1条·第2条)
- 第2章 景観計画 (第3条)
- 第3章 景観重点地区(第4条)
- 第4章 行為の規制等(第4条の2一第9条)
- 第5章 景観重要建造物等(第10条)
- 第6章 雑則 (第11条·第12条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行及び足利市景観 計画(以下「景観計画」という。)の実施に関し必要な事項を定めることにより、景観計画に示 された基本理念の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の定義は、法において使用する用語の例による。

第2章 景観計画

(景観計画の策定等)

- 第3条 市は、法第8条の規定に基づき市の全域にわたる良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な計画として、景観計画を定めるものとする。
- 2 市長は、景観計画を変更するためその案を作成しようとするときは、足利市景観委員会(第8 条から第10条までにおいて「委員会」という。)の意見を聴かなければならない。
  - 第3章 景観重点地区

(景観重点地区の指定)

第4条 市長は、地区の特性に配慮した景観形成を進めるため、景観計画に景観重点地区を定める ことができる。 2 市長は、前項の景観重点地区を定めた場合は、その旨を告示しなければならない。

第4章 行為の規制等

(届出を要する行為)

第4条の2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、別表第1に掲げる行為とする。

(届出、勧告等の適用除外行為)

第5条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表第2に掲げる行為とする。

(特定届出対象行為)

第6条 法第17条第1項の特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為と する。

(添付図書)

第7条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、景観計画に定められた行為の制限に関する図書で規則で定めるものとする。

(勧告、命令等に関する委員会への意見聴取)

第8条 市長は、法に基づく勧告、命令等の行為をする場合に必要と認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

(勧告に従わなかった旨の公表等)

- 第9条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正 当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定める事項を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に意見陳述の機会を 与えた上で、委員会の意見を聴かなければならない。

### 第5章 景観重要建造物等

(景観重要建造物等の指定手続)

- 第10条 市長は、法第19条第1項又は第28条第1項の規定により景観重要建造物又は景観重要樹木として指定しようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木として指定したときは、その旨を告示しなければな らない。
- 3 前2項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の変更又は解除について準用する。

### 第6章 雜則

(景観委員会)

第11条 良好な景観の形成に関する事項及び第3条第2項、第8条、第9条第2項又は前条第1項

(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により意見を求められた事項について、調査審議するため、足利市景観委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、前項に規定する事項について市長に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、必要と認めるときは、関係者の意見を聴くことができる。
- 4 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
  - (1) 市民
  - (2) 学識経験者
  - (3) 関係機関を代表する者
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 7 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行う ものとする。
- 8 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務違反 その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。
- 9 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 10 委員は、非常勤とする。
- 11 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和26年足利市条例第14号)第5条第6項ただし書の規定は、委員の報酬について適用しない。
- 12 前項の規定の適用に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 13 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 (委任)
- 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に栃木県景観条例(平成15年栃木県条例第6号)第13条又は第20条の規 定により栃木県知事になされた届出(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (平成11年栃木県条例第31号)の規定により市長になされた届出を含む。以下同じ。)で行為の 着手予定日が平成22年10月31日以前のものは、法第16条第1項及びこの条例の規定によりなされた届出とみなす。

3 この条例の施行の際現に前項に規定する栃木県知事への届出を要しないとされる行為でこの条例の施行の日から平成22年10月31日までに着手するものについては、第5条に規定する行為とみなす。

# **附** 則(平成31年3月29日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例による改正後の足利市景観条例(次項において「新条例」という。)第4条の2及び 第5条の規定は、平成31年11月1日以後に着手する行為について適用する。
- 3 平成31年10月31日までに着手する行為であって、この条例の施行の日前において景観法(平成 16年法律第110号)第16条第1項又は第2項の規定による届出を要しない行為のうち、同日以後、 新条例の規定により届出を要することとなる行為ついては、同条第1項又は第2項の規定による 届出があったものとみなす。

別表第1 (第4条の2関係)

	届出を要する行為			
区分	種類	規模		
景観重点地区	1 土地の形質の変更	変更に係る土地の面積が500㎡以上のも		
		$\mathcal{O}$		
	2 屋外における土石、廃棄物、再	堆積の高さが1.5mを超え、かつ、その用		
	生資源その他の物件の堆積	途に係る面積が300㎡以上のもの		

### 別表第2 (第5条関係)

7777777	(>14 0 >161>1 >14)	
区分	適用除外行為	
	種類	規模
景観計	1 建築物の新築、増	高さが10m以下で、かつ、建築面積が1,000m <sup>2</sup> 以下のもの
画区域	築、改築若しくは移	
(景観	転、外観を変更する	

重点地	こととなる修繕若		
区を除	しくは模様替又は		
⟨。)	色彩の変更		
	2 工作物の新設、増	(1) さく、塀、垣(生垣を除く。)、擁壁等で高さ5m以下	
	築、改築若しくは移	のもの	
	転、外観を変更する	(2) 次に掲げる工作物で高さが10m以下のもの	
	こととなる修繕若	アー煙突、排気塔	
	しくは模様替又は	イ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等	
	色彩の変更	ウ 記念塔、電波塔、物見塔等	
		エー高架水槽、冷却塔等	
		才 広告塔、広告板等	
		力 彫像、記念碑等	
		(3) 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中	
		線の支持物で高さ15m以下のもの	
		(4) 次に掲げる工作物(高さが10m以下で、かつ、築造面積	
		が1,000m <sup>2</sup> 以下のものに限る。)	
		ア 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メ	
		リーゴーラウンド等の遊戯施設	
		イ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッ	
		シャープラント等の製造施設	
		ウ ガス、石油製品、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する	
		施設	
		エ 自動車車庫の用に供する施設	
		オ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	
	3 開発行為(都市計	土地の区域面積が10,000m²以下のもの	
	画法 (昭和43年法律		
	第100号) 第4条第		
	12項に規定する開		
	発行為をいう。)		